

歯科予防処置

歯科衛生士法を歴史的にみると、「歯科予防処置」が最初に規定された歯科衛生業務です。歯科衛生士の担う責任とやりがいに直結する仕事といえます。歯科予防処置の具体的な内容は、歯・口の衛生管理、むし歯や歯周病の予防に特化した処置、口腔内の各種診査法などです。臨床現場ですぐに役立つ予防法の技術を習得するのはもちろんのこと、そのベースとなる科学的な根拠についても併せて学びます。



歯科診療補助

歯科衛生士の三大業務の一つ「歯科診療補助」というと、歯科衛生士の主なイメージとして、歯科医師の補助を行う姿を連想する方も多いでしょう。しかし、「診療の補助」とは臨床(治療)における主要な業務で、診療に使う器具の準備から、歯科医師の指示のもと、様々な検査や治療などを行うなど、歯科医院における歯科衛生士のメイン業務といっても過言ではありません。具体的には、難しい言葉ですが、【相対的歯科医行為】(歯科医師の指示のもと)といって、簡単な型取り、詰め物・かぶせ物の調整・仮の装着、歯周病の治療(スケーリング・ルートプレーニング)、アシスタント業務などを行います。皆さんは、「歯科診療補助実習」において、上記の歯科衛生士の仕事の根幹を学びます。



歯科保健指導

個人と集団に対して口腔の健康の意義を伝授し、健康な口腔に改善、保持・増進できるよう対象者個々の意識に働きかけ、生活行動の変容を促し、口腔と全身の健康維持を支援する役割を担えるよう、知識と技術を身につけます。対象者の状態を把握するために必要な情報収集法を体験的に学びます。また、う蝕や歯周病のリスク管理、ライフステージや患者の状態に応じた口腔清掃指導法、清掃用具や歯磨剤などの選択を支援するための知識や技術を学びます。さらに、対象者の生活習慣を把握し対象者が有する疾患に応じたリスク管理を行えるように、多職種の視点に立ち病態を把握する方法を学びます。



臨床・臨地実習

一般歯科診療所のほか専門分野に特化した歯科診療所、大学・歯科大学病院、病院で臨床実習を行います。歯科臨床の現場で、患者様や他の職種との関わりや、より専門性の高い医療を体感することで、より深い学びを得られます。また、歯科保健指導の実践の場として保健所や保育園、小学校、福祉の現場として高齢者・障害者施設、医師や看護師との強い連携が必要な在宅医療施設に実習を引き受けていただき、歯科衛生士としての知識、技術、態度を習得します。また、実習を通して「将来、どこで、どのような歯科衛生士として活躍したいか」への答えを見つけやすい環境を整えています。



施設

大阪大学歯学部附属病院 大阪歯科大学附属病院 大阪国際がんセンター 大阪急性期・総合医療センター 市立豊中病院 大阪警察病院 尼崎総合医療センター 八尾市立病院 大阪府済生会中津病院 大阪府済生会千里病院 尼崎総合医療センター 大阪労災病院 堺市立総合医療センター 清恵会病院 洛和会音羽病院 阪奈中央病院 和歌山県立医科大学附属病院 一般歯科診療所72医院 専門科目歯科医院13医院 保健センター(寝屋川市) 大阪市立小学校 老人ホーム 在宅クリニック 社会福祉法人山の子会 茶屋中津保育園 社会福祉法人山の子会 茶屋高浜保育園 社会福祉法人山の子会 高浜町ライフサポートステーション